

越監告示第 23 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、企画部の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

- 1 実施基準 越前市監査基準等に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

財務課	令和 2 年 1 0 月 7 日(水)～1 0 月 9 日(金)
政策推進課	1 0 月 1 2 日(月)～1 0 月 1 4 日(水)
総合交通政策課	1 0 月 1 5 日(木)～1 0 月 1 9 日(月)
税務課	1 0 月 2 1 日(水)～1 0 月 2 3 日(金)
収納課	1 0 月 2 1 日(水)～1 0 月 2 3 日(金)
- 4 監査の対象 平成 3 1 年 4 月から令和 2 年 8 月末日までの所管業務全般
財務課については平成 3 1 年 4 月から令和 2 年 1 1 月末日までの所管業務全般
- 5 監査の着眼点
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント③債権回収事務を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査基準に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。また、改善や検討が望まれる事項については意見を付す。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。

< 指摘 >

【財務課】

予算科目の区分について

令和2年度補正予算において、インフルエンザワクチン接種支援事業費3,000万円及びGoToEat関連事業費1,500万円等を、款「衛生費」項「保健衛生費」目「予防費」及び款「商工費」項「商工費」目「商業振興活性化費」とすべきところ、一括して款「総務費」項「総務管理費」目「新型コロナウイルス対策費」とした。地方自治法第216条により、歳出科目は、その行政目的に従って区分し、同施行規則第15条により特定財源の歳入科目の節は、歳出予算の項の区分に対応して定めることとされている。予算編成事務に係る業務手順書を作成し、適切な事務処理に努められたい。

< 意見 >

【財務課】

公会計改革の取組みについて

公会計改革は、平成27年1月23日の総務省通知「統一基準による地方公会計の整備促進」により、財務4表、固定資産台帳の整備、公開及び活用等が求められた。しかしながら、固定資産台帳更新作業及び連結仕訳作業の遅れ等により、平成30年度以降の財務4表等が公表されていない。すみやかに業務手順書を整備するなかで、公会計関連書類の作成・公表に努められたい。